

「みんなでデザインチャレンジ」業務企画提案公募実施要領

1 目的

県では、子どもたちが自らの可能性に気づき、自らの内にある無限の力を信じて、それぞれの夢に向かってチャレンジすることを全力で応援するため、「未来子どもチャレンジ応援プロジェクト」に取り組んでおり、子どもたちの成長段階に応じた様々な体験活動の機会を創出しています。

このマスコットキャラクターを子どもたちによるワークショップを通じて作成する業務を委託するに当たり、委託事業者を選定するための企画提案公募を実施します。

※ 令和7年度契約については、県の令和7年度当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業を中止し、又は事業内容を変更して実施する場合があります。

2 業務内容

別添「みんなでデザインチャレンジ業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

4 委託費上限額

8, 875千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 応募資格

業務委託仕様書に定めるみんなでデザインチャレンジ事業の委託業務を全て行うことが可能である法人その他の団体であり、次の（１）～（７）のいずれの要件も満たしていることとする。

- （１） 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4が規定する者に該当しないこと。
- （３） 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- （４） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５） 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡条例第59号）に基づく暴力団排除条項の各号のいずれかに該当していないこと。
- （６） 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。

6 スケジュール（すべて令和7年。予定を含む。）

(1) 提案公募開始	6月25日（水）
(2) 提案公募に関する質問受付期限	7月1日（火）15時
(3) 提案公募に関する質問への回答	電子メール等により対応
(4) 提案書の提出期限	7月8日（火）16時
(5) 審査	～7月15日（火）
(6) 審査結果通知	7月16日（水）（予定）
(7) 候補者との協議	7月中旬～下旬
(8) 業務委託契約締結	7月29日（火）（予定）

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書類作成要領」に基づき、下記①～③の書類を提出する。

① 企画提案応募書（様式1）

② 企画提案書（様式任意）

③ 添付書類

ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 登記簿謄本（原本、発行から3か月以内のもの、なお、法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）

ウ 決算書、事業報告書等の経営の内容が分かる書類（直近決算時点のものから過去2年分）

エ 応募者の業務概要が分かる書類（パンフレット等）

オ 当該業務に類似した業務（ワークショップ運営）の実績がある場合、そのことが分かる書類（令和5年8月以降に完了したもののみ2業務以内。広報物等）

(2) 提出期限

令和7年7月8日（火）16時まで（必着）

(3) 提出（問い合わせ）先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 6階

福岡県青少年育成課 育成第一係

電話：092-643-3615

電子メール：ikusei01@pref.fukuoka.lg.jp

(4) 提出方法

大容量ファイル送信サービスを用い、提出書類のデータを（3）電子メールアドレスまで送信すること。なお、送信の際には併せて電話連絡をすること。

8 公募に関する質問の受付

本企画提案公募実施要領及び運營業務委託仕様書の内容等につき質問がある場合は、質問票（任意様式）により下記のとおり提出するものとする。

（１）提出期限 令和７年７月１日（火）１５時

（２）提出方法 電子メールにより送付

※質問を提出した旨を併せて電話連絡すること。

（３）提出先 上記７（３）記載のメールアドレスに送付

（４）質問への回答

提出期限までに質問票を提出した者に対し、電子メールで随時回答する方法により行うほか、質問者を匿名化し、県ホームページで公開する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。また公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。

9 審査・選定方法

（１）審査方法

書面審査による。県が別に定める委員により組織された「みんなでデザインチャレンジ業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書類の内容を基に総合的に評価する。具体的には、下記（２）の評価項目について採点の上、合計点によって評価し、点数が最も高い者を委託先候補者に選定する。

（２）評価項目

評価項目	評価内容
提案事業者	・業務の趣旨をよく理解し、その重要性を認識した事業全体のねらいがあるか。 ・当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
事業実施	○仕様書「４ 業務内容」(1)～(5)全般 ・当該業務実施に必要な人員計画（人数、役割分担）がされているか ○仕様書「４ 業務内容」 (1)デザインチャレンジワークショップの提案 ・魅力的な体験活動としてのワークショップになっているか (2)審査ワークショップの提案 ・子どもたちが積極的に関わることのできるワークショップとなっているか (3)マスコット原案のリデザイン等について ・子どもたちの関心を引く魅力的なデザインやアニメーションが期待できる体制を揃えているか (4)マスコットの展示等について ・効果的な場所、方法が図られているか (5)広報実施について

	・事業全体として効果的な広報が図られているか
危機管理	・個人情報をはじめとする情報管理が講じられているか
経費	・経費は妥当であるか。

(3) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、委託先候補者として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(4) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託先候補者とするかを決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年7月16日（水）を目途に通知する。

10 委託先候補者選定後の手続き

(1) 契約の締結

県は、委託先候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は委託先候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、企画提案書類の審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、企画提案者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と委託先候補者において協議を行い、最終的な企画を決定するものとする。

(3) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

11 その他

- ・企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書の提出後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「企画提案参加辞退届（任意様式）」を提出すること。
- ・上記のほか、県から当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、提案者は速やかに書類の提出に応じること。